

下仁田ジオパークガイド認定要項

ジオパーク下仁田協議会

令和3年8月25日

- 1 下仁田ジオパークガイド養成講座実施要項に基づいた養成講座修了者を下仁田ジオパークのガイドとして認定する。
- 2 下仁田ジオパークガイド認定の期間は認定から2年を経過した年度の末日とし、必要な知識及びガイドスキルの維持のために2年ごとに更新を行うこととする。
- 3 上記2の規定に基づき、下仁田ジオパークガイド認定の更新をしようとする者は、「下仁田ジオパークガイド認定更新申請書」をジオパーク下仁田協議会事務局に提出することとする。
ただし、申請できる者は、過去2年間にジオパーク活動に参加したことがある者でなければならない。
- 4 下仁田ジオパークガイド認定の新規に登録しようとする者は、下仁田ジオパークガイド養成講座に参加した後、「下仁田ジオパークガイド認定申請書」をジオパーク下仁田協議会事務局に提出することとする。
- 5 上記3及び4に規定する申請書が提出された場合は、ジオパーク下仁田協議会事務局で書類審査をした上でジオパーク下仁田協議会長の決裁の後、ガイド認定証を交付することとする。